

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会

会費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会（以下「本会」という。）定款第7条に基づき、本会の会員の入会金及び会費について必要な事項を定めるものとする。

(入会金)

第2条 本会の会員になった者は、この法人に対し、入会金 30,000 円を納入しなければならない。

(会費)

第3条 前条の入会金に加え、本会の会員になった者は、この法人に対し、次の各号に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 次に掲げる金額

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号、以下「法」という。）に基づく産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有する者 1月につき 10,000 円

ロ 法に基づく産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を有する者 1月につき 15,000 円

ハ その他の者 1月につき 10,000 円

(2) 賛助会員 1年につき 50,000 円

(会費の使途)

第4条 第2条の入会金及び第3条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(補足)

第5条 この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会の設立登記のあった日から施行する。

平成26年6月20日 変更

第4条 会費の使途の表現を改定